

空き家の無料相談会

不動産に関する各専門家が空き家の相談にお応えします。
鶴岡市内に空き家をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

解体ってどれくらい
お金がかかるの？

最近よく耳にする
空き家バンク
ってなに？



相続したけど、
これから住む予定は
ないし・・・
売却できないかな？

(対応する専門家)

- ・山形県宅地建物取引業協会鶴岡・山形県建設業協会鶴岡支部
- ・司法書士・山形県行政書士会鶴岡支部・山形県土地家屋調査士会鶴岡支部
- ・山形県建築士会鶴岡田川支部・解体業・鶴岡市環境課・都市計画課

日時：1回目 令和元年 6月8日(土) いずれも
2回目 令和元年 8月3日(土) 午前10時から12時まで
3回目 令和元年11月30日(土) ※最終受付は午前12時(正午)

場所：鶴岡市勤労者会館 大ホール(鶴岡市泉町8-57)(予定)

相談料：無料

申込み：事前の申込みは必要ありませんが、予約も可能です。

鶴岡市都市計画課
TEL (0235)25-2111 (内線 464)
FAX (0235)25-2059
Email tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp

NPO 法人つるおかランド・バンク
TEL (0235)64-1567
FAX (0235)64-1588
Email landbank@t-landbank.org



「つるおかランド・バンク」は空き家・空き地問題を解決し、住みよいまちづくりを目指す特定非営利活動法人(NPO法人)です。

空き家バンク

空き家バンクに登録することで空き家を
処分したい方と望んでいる方の橋渡しを
します。

空き家管理受託

建物の内外部の点検、庭木や雑草の状況
確認、災害後のチェックなど、**空き家の
安全・安心をサポート**します。

空き家・空き地の適正管理にご協力ください

空き家・空き地は個人の財産です。適切に管理せずに放置し続けると、建物の劣化は進み、気づいたときには近隣に迷惑が掛かってしまうことになりかねません。

定期的な点検を行うなど適切な維持管理、または利活用をご検討ください。

◇あなたの空き家・空き地の管理は大丈夫ですか？

- ・老朽化による倒壊、屋根や壁が崩落すると通行人や隣家に危険
- ・動物が棲みつき、糞尿により不衛生
- ・敷地に樹木や草が繁茂し、害虫の発生や景観が損なわれる
- ・ゴミが不法投棄されて、悪臭が発生

◇定期的に確認して、適正な管理をお願いします

- ・屋根・外壁などの破損は速やかに修理
- ・定期的な立木の伐採や除草
- ・玄関や窓の施錠
- ・冬期間の落雪防止

◇こんな時はお気軽にご相談ください

- ・周りに迷惑を掛けたくないが、遠方に住んでいて管理ができない
- ・台風や大雪のたびに、とても心配している
- ・解体したいが、工事費用が準備できない
- ・売りたいけど、どこに相談すればいいの
- ・土地・建物の権利関係や複雑な相続問題に困っている



長期間水道を使用しない時は閉栓のご連絡を

閉栓のご連絡をいただくと、基本料金がかからなくなると共に、思わぬ漏水を防げます。また、冬期間の寒波による、水道管の凍結破裂の心配がなくなります。

○連絡先

鶴岡市上下水道部 お客さまセンター
Tel 0235-23-7609 または 0235-23-7610



◎相続登記をしましょう◎

空き家の管理責任は所有者にあります。(空家等対策特別措置法第3条)しかし、相続登記をしていないと相続人が多数となり、思わぬトラブルに発展することがあります。

自分の財産の権利と義務を守るために相続登記がたいせつです。

鶴岡市市民部環境課 電話 (0235) 25-2111 (内線 718)

FAX (0235) 22-2868

E-mail kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

※鶴岡市空き家等対策計画

http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/jyutaku/akiya/akiya_plan.html

建物を解体される皆さんへ

建物を解体するときは、届出をお願いします。届出を基に現地調査を行い、課税台帳から抹消しますので、適正課税のためにご協力ください。

●建物解体の届出窓口

鶴岡市 総務部課税課 家屋評価係
電話 (0235) 25-2111
(内線 208~210、245)